

# 【介護保険サービス利用継続時】主治医への意見照会書

年 月 日

先生

現在、貴院入院・受診中の \_\_\_\_\_ 様（明・大・昭 \_\_\_\_\_ 年 月 日生）の  
居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書、いわゆるケアプラン）を作成するにあたり、介護（介  
護予防）サービス利用の必要性やサービス利用の上で配慮が必要なこと等について、ご意見をいただきたいと  
存じます。何卒よろしくお願ひいたします。

なお、ご意見の照会にあたり、ご本人より同意をいただいております。

ご多用中のところ大変恐縮ですが、 \_\_\_\_\_ 月 日（ ） までに、作成をお願いいたします。

同封した返信用封筒でのご返送をお願いします。

受け取りに伺いますので、ご連絡ください。（TEL : \_\_\_\_\_ ）

ケアプランセンター（ \_\_\_\_\_ ）  
担当ケアマネジャー（ \_\_\_\_\_ ）

軽度者（要支援 1,2 及び要介護 1）に対する福祉用具貸与

医療系の介護保険サービス

対象となる介護保険サービス種類

※福祉用具の場合は品目を記載

ケアマネジャー 記載欄

ケアプラン変更内容 : \_\_\_\_\_

主治医 記載欄

対象となる介護保険サービスについては、日常生活上で（ 必要 ・ 不要 ）である。

〔配慮が必要なこと等〕

記載日 年 月 日

住所

医療機関名

医師

## 【介護保険サービス利用継続時】主治医への意見照会書の取り扱いについて

一般社団法人西淀川区医師会  
西淀川区居宅介護支援事業者連絡会  
2020年9月30日 作成

### 【目的】

この様式は、事前に主治医への照会が必須である介護保険サービス利用を継続する際の居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書、いわゆるケアプラン）作成にあたり、利用者支援が円滑に行えること、主治医と介護支援専門員（ケアマネジャー）間の手続きの簡素化を図ることを目的とする。

### 【対象となる介護保険サービス（ケアプラン作成にあたり、主治医からの意見が必要とされるサービス）】

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与〔軽度者（要支援1、2及び要介護1）に対する例外給付〕
- ② 医療系の介護保険サービス
  - 居宅療養管理指導
  - 訪問看護
  - 訪問リハビリテーション
  - 通所リハビリテーション
  - 短期入所療養介護
  - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - 看護小規模多機能居宅介護

### 【様式の使用条件】

- ① 前回ケアプラン作成時に、「軽度者に対する福祉用具貸与」「医療系の介護保険サービス」の意見を主治医よりいただいており、ケアプランに当該サービスが位置付けられていること
  - ② 前回と現時点で、利用者の状態像に変化がないとケアマネジャーが判断した場合
  - ③ ケアプラン原案作成前に主治医への照会を求めること
- ※ 初めての「軽度者に対する福祉用具貸与」「医療系の介護保険サービス」導入時には、使用しない。  
※ 前回のケアプラン作成時と比べ、利用者の状態像が変化した時などには、使用しない。  
※ 直接の照会が必要な場面では、使用しない。

### 【実施方法】

- ① 個人情報の取り扱いのため、依頼前にケアマネジャーは必ず利用者の同意を得ること。
- ② 主治医に意見照会の作成期限を求める場合は、求める作成期限日の14日前に依頼すること。
- ③ 依頼方法は、医療機関への直接の手渡し、または郵送とする。FAXは用いない。
- ④ 受け取り方法については、依頼時に、返信用封筒を同封して返送、医療機関へ直接出向いて受け取りのいずれかとする。

### 【費用】

- ① この様式の作成費用については、無料とする。

### 【注意事項】

- ① この様式の使用は、西淀川区内のみでの取り扱いとする。
- ② 「【介護保険サービス利用継続時】主治医への意見照会書」と「【介護保険サービス利用継続時】主治医への意見照会書取り扱いについて」については、必ず両面コピーの上で使用する。
- ③ この様式は居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）で保管することとし、介護保険サービス事業所にコピーは渡さない。